報告資料１

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱の改正等

１　概要

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議の構成員に、「DV・ストーカー被害対策担当課長」及び「県内の女性相談支援員の代表」を追加するため、「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱」について、所要の改正を行う。

２　構成員を追加する理由

（１）「DV・ストーカー被害対策担当課長」

令和７年 10 月１日付で共生推進本部室に「DV・ストーカー被害対策担当課長」のポストが設置され、当会議での議論に必要な役職のため。

（新たに構成員となる者）

DV・ストーカー被害対策担当課長兼生活困窮者対策担当課長　田巻　志子

（２）「県内の女性相談支援員の代表」

令和７年６月 12 日に開催した第２回代表者会議において、当該会議の構成員から、実際に支援を行う現場の女性相談支援員を代表者会議の構成員とすべきとの提案があり、了承されたため。

（新たに構成員となる者）

県立女性相談支援センター　女性支援課　主事　女性相談支援員　梶﨑　珠美

３　その他（構成員の変更）

次のとおり構成員が変更となったので報告する。

神奈川県医師会　理事　古井民一郎　氏　⇒　小竹伊津子　氏

以上

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱　新旧対照表

新	旧
神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱 第１条～第12条　（略） 附　則 （略） 附　則 １　この要綱は、令和７年12月26日から施行する。	**神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱** 第１条～第12条　（略） 附　則 （略）

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱　新旧対照表

新

別表

区分		分野	
有識者	民間	学識・実務関係	女性支援及びＤＶ被害者支援に精通する学識者・実務関係者
関係団体		女性福祉・ＤＶ被害者支援	女性支援及びＤＶ被害者支援団体の代表者
			神奈川県女性自立支援施設長（指定管理者法人の代表者）
		司法	司法関係団体の代表者
		保健医療	保健医療関係団体の代表者
		社会福祉	社会福祉関係団体の代表者
関係機関	国	人権擁護	横浜地方法務局人権擁護課長
		就労支援	神奈川労働局職業安定部職業安定課長
	市町村	女性福祉・ＤＶ被害者支援	横浜市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			川崎市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			相模原市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			県内市町村の女性支援・ＤＶ被害者支援担当課の代表
	県	性犯罪・性暴力被害者支援	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課犯罪被害者支援担当課長
		女性福祉・ＤＶ被害者支援	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室ＤＶ・ストーカー被害対策担当課長
			神奈川県立女性相談支援センター所長
			神奈川県内の女性相談支援員の代表
		ＤＶ被害者支援	神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長
		児童福祉・母子	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
		青少年	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
		生活保護・生活困窮	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策担当課長
		母子保健	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長
		精神保健	神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療担当課長
		就労支援、職業訓練	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長
			神奈川県産業労働局労働部産業人材課長
		住宅確保支援	神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課長
		教育	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹（人権教育担当）
		警察	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長

旧

別表

区分		分野	
有識者	民間	学識・実務関係	女性支援及びＤＶ被害者支援に精通する学識者・実務関係者
関係団体		女性福祉・ＤＶ被害者支援	女性支援及びＤＶ被害者支援団体の代表者
			神奈川県女性自立支援施設長（指定管理者法人の代表者）
		司法	司法関係団体の代表者
		保健医療	保健医療関係団体の代表者
		社会福祉	社会福祉関係団体の代表者
関係機関	国	人権擁護	横浜地方法務局人権擁護課長
		就労支援	神奈川労働局職業安定部職業安定課長
	市町村	女性福祉・ＤＶ被害者支援	横浜市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			川崎市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			相模原市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			県内市町村の女性支援・ＤＶ被害者支援担当課の代表
	県	性犯罪・性暴力被害者支援	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課犯罪被害者支援担当課長
		女性福祉・ＤＶ被害者支援	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長
			神奈川県立女性相談支援センター所長
		ＤＶ被害者支援	神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長
		児童福祉・母子	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
		青少年	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
		生活保護・生活困窮	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策担当課長
		母子保健	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長
		精神保健	神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療担当課長
		就労支援、職業訓練	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長
			神奈川県産業労働局労働部産業人材課長
		住宅確保支援	神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課長
		教育	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹（人権教育担当）
		警察	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長

令和７年 12 月 26 日改正後全文

神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議の設置及び運営に関する要綱

（設置）

第１条　神奈川県における困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者（以下、「ＤＶ被害者」という。）への適切かつ円滑な支援を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号）（以下、「女性支援法」という。）第 15 条第１項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 52 号）（以下、「ＤＶ防止法」という。）第５条の２第１項の規定に基づき、神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下、「支援調整会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

（会長）

第３条　代表者会議に会長をおく。

２　会長は、構成員の互選により定める。

３　会長は、会議における意見を取りまとめる。

４　会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

（代表者会議）

第４条　代表者会議の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

２　代表者会議の委員の任期は、原則２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　代表者会議は次に掲げる事項を所掌する。

（１）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者に対する総合的な支援策についての協議に関すること。

（２）女性が抱える困難な問題及びＤＶの未然防止についての協議に関すること。

（３）その他、困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援に関し必要と認められること。

４　代表者会議は、原則として年１回以上開催する。

５　代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、非公開とすることができる。

（１）神奈川県情報公開条例第５条各号に該当する事項を議論するとき。

（２）会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

６　代表者会議の委員（別表に掲げる区分「関係機関」の委員を除く）の報酬は、会議開催日の属する月の翌月 16 日に支給する。

（実務者会議）

第５条　実務者会議は、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、鎌倉保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所足柄上センター及び厚木保健福祉事務所（以下、「県保健福祉事務所等」という。）が開催する。

２　実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

３　実務者会議の運営については、県保健福祉事務所等が別に定める。

（個別ケース検討会議）

第６条　個別ケース検討会議は、県保健福祉事務所等が開催する。

２　個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

３　個別ケース検討会議の運営については、県保健福祉事務所等が別に定める。

（部会）

第７条　支援調整会議は、代表者会議の所掌事項に係る必要な検討等を行うため、部会を置くことができる。

２　部会の開催及び会議の資料は非公開とする。

（意見の聴取等）

第８条　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者への支援に関し、必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

２　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者への支援に関し、必要があると認めるときは、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第９条　代表者会議及び部会の庶務は、福祉子どもみらい局共生推進本部室が処理する。

（情報の安全管理）

第 10 条　支援調整会議の構成機関等は、支援調整会議の事務に関して知りえた情報について、適切に管理しなければならない。

（守秘義務）

第 11 条　支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

２　前項の規定は、第８条第２項の規定により出席する構成機関以外の者に準用する。

令和７年 12 月 26 日改正後全文

（雑則）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、支援調整会議に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年 11 月１日から施行する。

２　神奈川県ＤＶ対策推進会議設置要綱（平成 17 年４月１日）は、廃止する。

附　則

１　この要綱は、令和７年 12 月 26 日から施行する。

令和７年 12 月 26 日改正後全文

別表

区分		分野	
有識者	民間	学識・実務関係	女性支援及びＤＶ被害者支援に精通する学識者・実務関係者
関係団体		女性福祉・ＤＶ被害者支援	女性支援及びＤＶ被害者支援団体の代表者
			神奈川県女性自立支援施設長（指定管理者法人の代表者）
		司法	司法関係団体の代表者
		保健医療	保健医療関係団体の代表者
		社会福祉	社会福祉関係団体の代表者
関係機関	国	人権擁護	横浜地方法務局人権擁護課長
		就労支援	神奈川労働局職業安定部職業安定課長
	市町村	女性福祉・ＤＶ被害者支援	横浜市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			川崎市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			相模原市女性支援・ＤＶ被害者支援担当課長
			県内市町村の女性支援・ＤＶ被害者支援担当課の代表
	県	性犯罪・性暴力被害者支援	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課犯罪被害者支援担当課長
		女性福祉・ＤＶ被害者支援	神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長
			神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室ＤＶ・ストーカー被害対策担当課長
			神奈川県立女性相談支援センター所長
			神奈川県内の女性相談支援員の代表
		ＤＶ被害者支援	神奈川県立かながわ男女共同参画センター所長
		児童福祉・母子	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
		青少年	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
		生活保護・生活困窮	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策担当課長
		母子保健	神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長
		精神保健	神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課精神保健医療担当課長
		就労支援、職業訓練	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課長
			神奈川県産業労働局労働部産業人材課長
		住宅確保支援	神奈川県県土整備局建築住宅部公共住宅課長
		教育	神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹（人権教育担当）
		警察	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課長